# 四国旅客鉄道㈱の旅客運賃

1 普通旅客運賃 (10kmまでの場合) (幹線)

令和元年9月5日認可 令和元年10月1日実施

区	分	1 kmから 3 kmまで	4 kmから 6 kmまで	7 kmから10kmまで
幹線のみを乗車する場合		170円	210円	220円

#### 2 鉄道の普通旅客運賃の賃率 (幹線)

地		į	带	営業キロ	賃	率
第	1	地	帯	100kmまでの部分	1 kmにつき	18円21銭
第	2	地	帯	100kmを超え、 300kmまでの部分	1 kmにつき	16円20銭
第	3	地	帯	300kmを超え、 600kmまでの部分	1 kmにつき	12円85銭
第	4	地	帯	600kmを超える部分	1 kmにつき	7円5銭

#### 3 普通旅客運賃の計算方法

鉄道の普通旅客運賃は、営業キロの区間別に定めるものとし、その額は、各区間の中央の営業キロに前項の賃率を乗じ、端数処理後1.10 (消費税及び地方消費税) を乗じた額を四捨五入し、10円単位とした額。

なお、60kmを超えるものは別途定める。

# (端数計算)

- ○100km以下の場合は10円未満の端数を10円単位に切り上げする。
- ○101km以上の場合は50円を基準に四捨五入し、100円単位とする。

#### 4 加算普通旅客運賃

宇多津・児島の区間を乗車する場合及び同区間と他の区間を連続して乗車する場合は、 計算した普通旅客運賃に宇多津・児島間の加算普通旅客運賃として100円を加算する。

# 5 地方交通線運賃

発駅及び着駅の間の擬制キロを営業キロとして、 幹線のみを乗車する場合の普通旅客運賃を適用する。

6 四国旅客鉄道㈱と他の旅客会社の鉄道の営業線を連続して乗車する場合の普通旅客運賃 通算した営業キロ又は運賃計算キロに基づき計算した各会社の旅客運賃 (基準額)に、四国旅客鉄 道㈱社線の乗車区間に対する営業キロ又は運賃計算キロによる基準額と営業キロ又は運賃計算キロによ る四国旅客鉄道㈱の旅客運賃との差額 (加算額) を加算する。